

○坂町ブランド力強化促進事業補助金交付要綱

(令和5年11月20日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂町の新しい魅力を発信するため、町の土産品としてふさわしい商品の開発及び改良に要する経費に対し、予算の範囲内において坂町ブランド力強化促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、坂町補助金等交付規則(昭和53年坂町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、町の特色を活かした特産品となる商品、地域の食材を使用した調理品等(以下「特産品等」という。)を新たに開発し、又は既存の特産品等の改良を行い販売する事業であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町内での販売が見込まれること。
- (2) 名称及び意匠が町と関わりがあること。
- (3) 品質が優れていること。
- (4) 販売予定価格及び販売価格が適正であること。
- (5) 将来にわたって町の土産品として定着が期待され、補助金の交付を受けた日から5年以上事業継続できること。
- (6) 調理品にあっては、町内で生産しうる農産物、畜産物又は水産物を1種類以上食材として用いること。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、町内に事業所を有する法人並びに町内に住所を有する者及び町内に住所を有する者により組織する団体であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業を継続できると認められる事業実績(起業後1年以上)があること。
- (2) 町に納めるべき町税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特産品の開発に要する経費
- (2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費
- (3) 登録商標等に要する経費
- (4) 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- (5) 販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、商品開発等に関連性のない経費、公的な資金の用途として社会通念上不適切又は汎用性が認められる経費及び過去に当該補助金を利用した商品の増産等に係る経費は、補助対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、50万円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、坂町ブランド力強化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 坂町ブランド力強化促進事業計画書(別紙1)及び収支計算書(別紙2)
- (2) 地域特産品概要書(別紙3)
- (3) 坂町ブランド力強化促進事業補助金の申請に係る同意書(別紙4)
- (4) 食品にあつては、食品営業許可書の写し
- (5) 団体にあつては、団体の事業計画書等
- (6) 町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」を使用する場合は、坂町マスコットキャラクター「坂 うめじろう」使用取扱要領(令和2年3月25日施行)第7条第2項に規定する使用承認通知書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和5年11月20日(月)から令和6年9月30日(月)までとする。

(坂町ブランド力強化促進事業審査委員会)

第7条 前条の規定による交付申請があつた事業については、坂町ブランド力強化促進事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置き、審査を行うものとする。

2 審査委員会は、町長が別に定める坂町ブランド力強化促進事業審査委員会設置要領に基づき、補助金交付申請書等の記載内容について、補助金の交付の適否及び補助金の額を審査し、その結果を町長に報告する。

(交付決定)

第8条 町長は、前条第2項の規定による報告に基づき、補助金交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定した内容を坂町ブランド力強化促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認等)

第9条 補助対象事業者は、補助事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止しようとするときは、坂町ブランド力強化促進事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、坂町ブランド力強化促進事業変更(中止・廃止)承認(却下)通知書(様式第4号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(繰越承認申請)

第10条 補助対象事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに坂町ブランド力強化促進事業補助金に係る補助事業の繰越承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めるときは、繰越承認通知書により当該補助対象事業者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、事業が完了したときは、坂町ブランド力強化促進事業補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(別紙5)及び収支決算書(別紙6)

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 繰越承認通知を受けた場合も翌年度において、前項の規定を適用する。

(交付確定)

第12条 町長は、補助対象事業者から第10条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、坂町ブランド力強化促進事業補助金交付確定通知書(第7号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は第3条に係る要件に該当しないことが発覚した場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助率
補助対象経費を町内事業者に発注する場合	1/2
補助対象経費を町外事業者に発注する場合	1/3